

# 第1章

## 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み

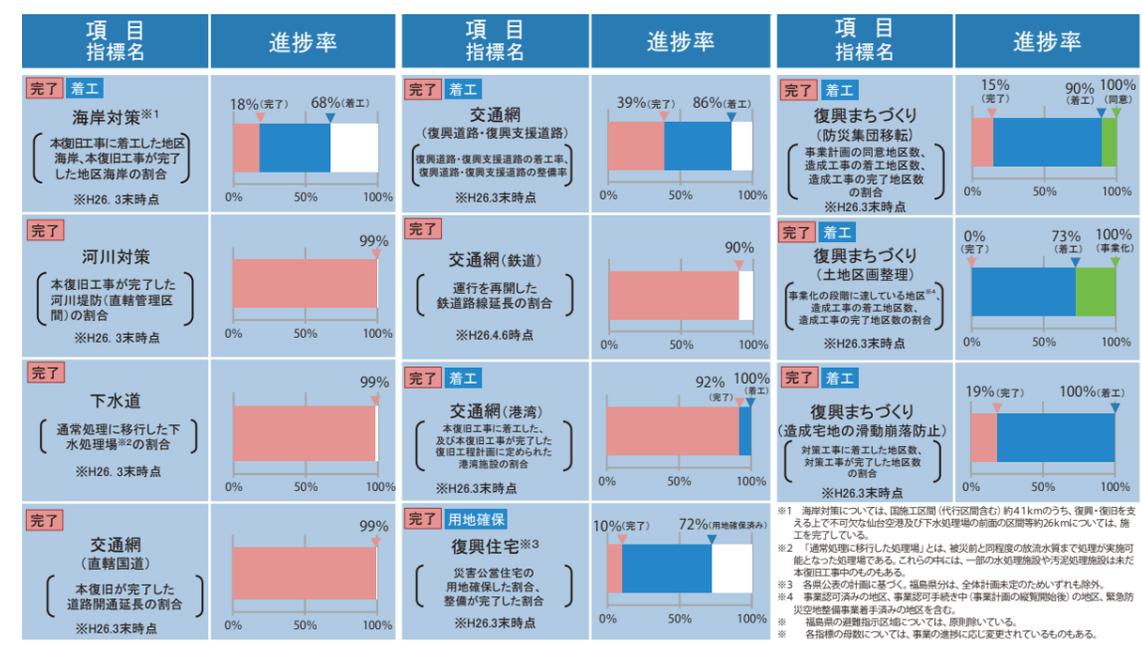
### 第1節 復旧・復興の現状と対応策

東日本大震災からの復興の加速は、国土交通省の最優先課題の一つである。発災当初は約47万人に上った避難者は減少したが、今なお、26万人を超える方々<sup>注1</sup>が47都道府県、約1,200市区町村<sup>注2</sup>において避難生活を続けられている。国土交通省としては、復旧・復興を更に加速化させ、被災地の方々に復興を実感していただけるよう、総力を挙げて取り組んでいく。

また、国土交通省は、地方整備局、地方運輸局、気象庁、海上保安庁等のそれぞれの現場において、被災地の声をしっかりと受けとめ、国土交通省が一丸となって、現場の要望に迅速に対応することとしている。その取り組みの一つとして、平成25年1月に、3人の大臣政務官ごとに担当する県を決めた「被災地要望対応支援チーム」を省内に設置し、被災地からの要望にきめ細かく対応している。

道路・港湾等の基幹インフラの応急復旧はほぼ完了し、本格復旧についても順調に進んでおり、インフラ工程表に基づき事業を確実に実行していく。一方、住宅再建・まちづくりについて更なる加速化が必要であることから、住まいの復興工程表において示した住宅再建・復興まちづくりの工程について、これを加速するための措置を着実に実施していく。具体的には、労務単価の柔軟な見直し、生コンクリートの円滑供給などによる人材・資材の確保、用地取得の短縮化など被災市町村それぞれの隘路を実情に応じ打開していく。また、被災地の観光振興、地域公共交通の確保にも取り組んでいく。

図表 II -1-1-1 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況



注1 263,958人。平成26年3月13日時点。復興庁調べ。

注2 平成26年3月13日時点。復興庁調べ。

## 第2節 インフラ・交通の着実な復旧・復興

### (1) 総論

国土交通省が所管する公共インフラについては、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、復興の事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進している。今後も、被災地の要望を踏まえつつ、東北の復興を一日でも早く実現するよう、取り組んでいく。

### (2) 海岸対策

海岸堤防等の本復旧工事は、平成26年3月末時点において、被災した471の地区海岸のうち、318地区で着工、86地区で完了している。その内、国施工区間(国が災害復旧を代行する区間を含む)約41kmについては、約26kmの区間において施工を完了し、おおむね28年3月末までの完了を目指している。また、復旧に期間を要する湾口防波堤についても、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め、おおむね28年3月末までの完了を目指している。

これらの工事を進める際には、津波が越流した場合であっても堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造を、可能な限り取り入れることとしており、宮城県岩沼市において堤防と一体的な盛土や植生を配置した緑の防潮堤をモデル的に整備した。また、災害廃棄物を堤防盛土材として積極的に活用するとともに、周辺の景観や自然環境にも十分配慮することとしている。

### (3) 河川対策

国管理区間の堤防で被災した箇所について、極めて甚大な被害が発生するなどした2箇所を除き、被災前と同程度の安全水準(地盤沈下分を含む)を確保する本復旧が完了している。引き続き、津波の遡上が想定される区間について市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、堤防のかさ上げを推進し、平成27年度末までの完了を目指すとともに、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を逐次実施していく。

### (4) 下水道

被災した下水処理場120箇所(福島県内の避難指示区域等内に位置する9箇所を除く)のうち、2箇所は汚水の発生がないため稼働の必要が無く、被害が甚大であった仙台市南蒲生浄化センターを除き117箇所は、平成24年度末までに通常レベルの処理まで復旧済である。また、福島県の「避難指示解除準備区域」に位置する処理場のうち、3箇所は本復旧済みである。被災した下水管675kmについては、25年度末現在、603kmの本復旧が完了している。引き続き、復興計画と整合を図りつつ、耐震化、耐津波化の実施と合わせ、早期の復旧・復興を目指すこととしている。

### (5) 土砂災害対策

崩壊が発生するなど危険な状態となっていた宮城、福島、茨城、栃木及び新潟各県の41箇所の緊急的な土砂災害対策を完了している。また、強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている阿武隈川水系などの地域における土砂災害対策を推進し、平成27年度末までに完了を目指している。

(6) 道路

道路については、①高速道路は、常磐自動車道の区域見直し前の警戒区域にかかる区間のうち、被災し通行止めとなっていた常磐富岡IC～広野IC間については平成26年2月22日に再開通し、被災時建設中であった南相馬IC～浪江IC間については26年内、浪江IC～常磐富岡IC間については27年ゴールデンウィーク前までを開通目標として整備工事を実施中、②直轄国道は、24年度末までに本復旧をおおむね完了（なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、復興計画等を踏まえて復旧）、③復興道路・復興支援道路については、新たに事業化した区間を含め、民間の技術力を活用した事業推進体制（事業促進PPP）により整備を推進しており、25年度末までに、あわせて4路線・18区間について工事着工している。さらに、26年4月には、震災後に事業化された復興道路・復興支援道路において、はじめて開通見通しが確定し、5区間・42kmが事業化から6～7年という異例のスピードで開通する見通しとなった。これにより、既開通区間を含めると全体の約6割の開通見通しが確定した。

(7) 鉄道

東日本大震災により被災した路線のうち、運休区間が残っているのは三陸鉄道及びJR東日本の6路線（JR山田線、大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線、常磐線）である。

三陸鉄道については、平成23年度第3次補正予算において創設した新たな支援制度を活用して同年より復旧工事に着手しており、24年4月1日に北リアス線の田野畑～陸中野田駅間で、25年4月3日に南リアス線の吉浜～盛駅間で運行が再開された。残りの区間についても現在復旧工事を進めており、26年4月5日・6日に、南リアス線の釜石～吉浜駅間・北リアス線の田野畑～小本駅間の運行再開をもって、三陸鉄道は全面復旧する見込みである。

常磐線の竜田～広野駅間については、26年春の榎葉町帰町判断に合わせ運行を再開する見込みである。さらに、石巻線・仙石線は27年内、常磐線の浜吉田～相馬駅間は29年春の運行再開を目指し復旧工事に着手した。

一方、山田線、大船渡線及び気仙沼線については、国土交通省東北運輸局が事務局となり、沿線自治体、JR東日本、復興局等で構成する線区別の復興調整会議等の場を通じ、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進めている。なお、当面の公共交通を確保するため、気仙沼線については24年12月22日より、大船渡線については25年3月2日より、仮復旧としてBRT<sup>注</sup>が運行されている。

(8) 港湾

八戸港では平成25年7月末に災害復旧事業が完了した。その他の港湾についても「産業・物流復興プラン」に基づき、湾口防波堤等の復旧を計画的に推進するとともに、経済復興の礎となる岸壁・防波堤等の港湾施設の整備を行った。

また、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を進めるため、仙台塩釜港石巻港区と茨城港常陸那珂港区において海面処分場を整備し、仙台塩釜港石巻港区においては、25年2月より、茨城港常陸那珂港区においては、24年7月より災害廃棄物等の埋立処分を実施した。

注 Bus Rapid Transitの略で、バス専用道路を走行することにより通常の路線バスより速達性・定時性を向上させた交通システム

第3節 復興まちづくりの推進・居住の安定の確保

(1) 復興まちづくりの推進

事業手法や事業区域の柔軟な見直し、事業の段階的实施等の工夫を織り込んだ「住まいの復興工程表」を踏まえ、事業の円滑な推進に取り組んでいる。

平成26年3月末時点で、高台移転等を行う防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づき実施が予定されている339のすべての地区において事業着手の法定手続である大臣同意に至っており、304地区において造成工事に着手している。また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づき事業が予定されている51のすべての地区において事業化の段階に達しており、37地区において工事に着手している。

被災地における復興事業が本格化する中、被災市町村における人員やノウハウの不足を補い、円滑に事業を進める必要がある。このため、被災地方公共団体等への人的支援や、被災地方公共団体の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、(独)都市再生機構の活用等により、事業の推進を支援しているほか、事業の効率的な実施のための手続に関する通知等による技術的支援や、支援施策を取りまとめたホームページ「復興まちづくり情報INDEX」の公開等による情報提供を行っている。

(2) 居住の安定の確保

まちづくりと同様、地区別の工程表を取りまとめた住まいの復興工程表を踏まえ、以下に掲げる支援事業等を通じ、迅速な居住の安定の確保に取り組んでいる。自力での住宅再建・取得が可能な被災者に対しては、(独)住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を行っているほか、宅地に被害が生じた場合についても支援するため、災害復興宅地融資を実施している。既往の貸付けについても、最長5年間の払込み猶予・返済期間の延長や、猶予期間中の金利引下げ措置を実施している。

また、自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体が公営住宅（災害公営住宅）の供給を進めており、その整備等に要する費用や入居者を対象とした家賃減額に要する費用に対する助成の拡充を行っているほか、入居者資格要件や譲渡に係る特例措置を講じている。

さらに、福島第一原子力発電所事故に係る対応として、避難指示区域に居住していた方々（避難者）について、災害公営住宅の入居等に関し、地震・津波等の自然災害による被災者と同様の措置をとることにより、居住の安定の確保を図ることとしている。

図表II-1-3-1 災害公営住宅の整備状況（H26.3.31）

県	用地	設計着手	工事着手	工事完了	供給計画
岩手県	107地区 4,028戸	89地区 3,461戸	51地区 1,862戸	23地区 574戸	約6,000戸 (11市町村)
宮城県	237地区 11,363戸	190地区 10,129戸	88地区 4,757戸	30地区 1,343戸	約15,000戸 (21市町村)
福島県	72地区 3,274戸	64地区 2,944戸	36地区 2,072戸	12地区 357戸	全体計画は未定

資料) 国土交通省

## Column

## 「新しい東北」の創造に向けた取組み

東北地方は、震災前から、人口減少、高齢化、産業の空洞化等、現在の地域が抱える課題が顕著にありました。このため、単に従前の状態に復旧するのではなく、震災復興を契機として、これらの課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造すべく、取組みを進めています。

まず、幅広い担い手（企業、大学、NPO等）による先駆的な取組みを加速するための「新しい東北」先導モデル事業等を実施しています。例えば、まちづくりの分野において、平成25年度には岩手県陸前高田市で、「身近な楽しさを、家族や仲間と分かち合う暮らし」をコンセプトとして、住民自身の声を反映しつつ、住宅街を設計する取組みが行われています。この中では、住民のワークショップを開催し、自分たちが集まりやすい集会所、集まりたくなる集会所をデザインする、といったことが試みられています。

また、各地で建設が進められている災害公営住宅の中には、将来を見据えて地域の課題を解決する「工夫」や、地域や街の魅力を引き出す「こだわり」を持ったものが数多く見

られます。例えば、岩手県大槌町で整備された団地では、歩行者と居住者の日常的な交流を生み出すために、各住戸に縁側を設置するとともに、団地の入口には地域全体の交流の場となる集会所と広場が配置されるなどの工夫がなされています。

このように、被災地では「ハード」と「ソフト」の両面から、コミュニティの形成や、活発で住み心地のよい暮らしを目指す取組みが芽生え始めており、被災地のみならず、同様の課題を抱える日本全国の地域への展開が期待されます。

岩手県大槌町大ケ口地区災害公営住宅



資料) 復興庁  
(参考) 「新しい東北」住まいのこだわり設計事例集  
[http://www.reconstruction.go.jp/portal/juutaku\\_koukyou/20131206171957.html](http://www.reconstruction.go.jp/portal/juutaku_koukyou/20131206171957.html)

## (2) 観光振興

震災後の外国人旅行者の落ち込みが大きい東北及び北関東の訪日需要の回復のため、海外主要市場における風評被害の払拭と当該地域の観光復興のPR等を実施した。

具体的には、海外消費者向けには、日本政府観光局のHP上等により空間放射線量等についての正確な情報発信や、観光地としての魅力を訴求するため、東北地域へ海外のメディアの招請を行った。また、海外旅行会社向けには、東北地域への招請を行い、旅行商品の造成支援や、海外旅行博覧会等において、東北地域の観光情報の発信等を行った。さらに、海外政府等向けには日・ASEAN観光協力政策対話を東北地域で開催し、東北視察を通じ、正確な情報発信や魅力訴求等、訪日観光需要の回復に向けた様々な取組みの推進を行った結果、平成25年の訪日外国人旅行者数は過去最高の1,036万人（対前年比24%増、対前々年比67%増）となった。

国内観光需要の回復のために様々な取組みを実施しているが、特に、太平洋沿岸エリア等において、広報展開・情報発信強化、地域ならではの旅行商品・復興ツアーの造成促進、震災の記憶の伝承及び滞在交流促進の仕組みの構築等、発地・受地双方の取組みに対する支援を実施した。また、福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行った。加えて、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援する「東北・北関東への訪問運動」を24年3月末より本格展開しており、賛同団体の取組みを観光庁のホームページで集約・発信することで、連帯の輪を拡げていくことを目的として民間等に広く賛同を呼びかけている。

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、25年年間値<sup>注1</sup>の延べ宿泊者数は約4億5,600万人泊となり調査開始以来（19年）最高値を示し、前年比においても3.8%増と、国内景気の回復基調の傾向が顕著に表れた。

一方、東北6県<sup>注2</sup>では、延べ宿泊者数が約3,900万人泊となり、震災前の22年と比べて0.8%増であった。ただし、観光客中心の施設<sup>注3</sup>の延べ宿泊者数でみると、22年と比べ21.2%減となり、震災の傷跡が大きく国内の好況がまだ十分に浸透していない。

## 第5節 復興事業の円滑な施工の確保

被災地の復旧・復興事業では、発注件数の増加に伴い、施工条件が厳しい工事などを中心に、入札不調・不落が発生している。これらの工事も、発注者が再発注時でロットの大型化などの工夫をすることにより、ほぼ契約に至っている状況である。国土交通省では、工事を行うために必要な人材と資材の状況を踏まえて工事の円滑な施工確保を図るため、「復興加速化会議」（平成25年3月以降3回開催）や「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」（23年12月以降8回開催）において、関係機関や関係業界と連携しながら必要な対策を講じてきた。この中では、実勢価格に応じた予定価格の設定のため、被災地の労務単価を25年4月に約21%、26年2月にさらに約8%引き上げたほか、被災地の施工実態を踏まえた復興歩掛や間接工事費に係る復興係数の導入を行っている。また、不足が特に懸念される生コンクリートについては、国や県が自らプラントを設置する取組みを進めている。

注1 暫定値

注2 東北6県：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島。

注3 観光客中心の施設とは、宿泊者数のうち観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設。

## 第4節 地域公共交通の確保と観光振興

## (1) 地域公共交通の確保

東日本大震災によって被害を受けた地域公共交通に対しては、地域公共交通確保維持改善事業を活用して被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援するため、同事業の補助要件の緩和等の特例措置を講じている。具体的には、地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保・維持、また、避難所・仮設住宅・残存集落や新規住宅、病院、商店、公的機関等との日常生活の移動確保を目的とする地域内のバス交通等の確保・維持について支援している。なお、地域内のバス交通等に関しては、平成25年度から、一定の要件の下で補助上限額を引き上げた。

## II

## 第1章

## 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み

## 第6節 福島復興・再生等

東京電力（株）の福島第一原子力発電所の事故発生を受け、平成26年3月時点で、避難指示区域からの避難者数は、約8万1千人、いわゆる自主避難者も含め福島県全体の避難者数は、約13万5千人に及んでいる（復興庁調べ）。政府としては、避難指示区域の見直しが25年8月に完了し、田村市への避難指示が26年4月1日に解除されたことを踏まえ、そのほかの市町村についてもインフラや生活関連サービスの復旧、除染作業の進捗を加速させ、住民の方々や地方自治体が将来に向けて新たな一歩を踏み出すことができるよう、早期帰還支援策や新生活支援を拡充・強化していく必要がある。国土交通省としては、25年3月に策定された「早期帰還・定住プラン」や同年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」等を踏まえ、工程表に基づくインフラ復旧や避難者向け的高速道路無料措置、風評被害の払しょく等への取り組みを通じて、避難されている方々の一日も早い帰還を実現していく。

## 第7節 東日本大震災を教訓とした津波防災地域づくり

東日本大震災の教訓を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行された。同法は、最大クラスの津波が発生した場合でも「人の命が第一」という考え方で、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するものである。

24年度に国土交通省では、津波災害に強い地域づくりのため、地方公共団体に対する支援として、同法の施行に関する技術的助言を通知するとともに、津波浸水想定の設定に関する手引きの公表、津波浸水想定に係る相談窓口の開設、都道府県との意見交換の実施等を行った。

その結果、24年8月以降、17府県において、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定が公表されている（26年3月末時点）。また、26年3月には全国で初めて、徳島県において津波災害警戒区域が指定され、静岡県焼津市において津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）が作成されたところである。

被災地においては、南三陸町志津川地区等の18地区で、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」が都市計画決定される（26年3月末時点）など、「津波防災地域づくりに関する法律」を活用した復興の取り組みも進められているところである。

今後とも、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、海岸堤防等のハード整備や避難訓練等のソフト施策を組み合わせることにより、国民の命を守るための津波防災地域づくりを積極的に推進していく。